

## 【よくある質問 Q&A】

Q：私は、友人に声をかけて交流会をしています。毎回10人くらいの参加者があり、子育てについて語り合ったり、情報交換したりしています。団体ではありませんが、この事業に応募できますか。

A：応募できるのは、「岐阜市に在住、在勤、在学する人が過半数を占める5人以上のグループ」です。個人の活動では応募できません。しかし活動に同意される人たちに声をかけて、団体として活動していく事業にできるならば応募できます。ご相談ください。

Q：私達の団体は、環境問題、子育て支援など様々な活動をしています。いくつかの事業に応募することはできますか。

A：複数の事業の応募はできません。1団体あたり1事業の応募になっています。

Q：私達の団体は昨年度この助成金をもらいました。今年度も申し込みできますか。

A：①昨年度「新規事業支援」として補助金を受けた場合

「新規事業支援」への申し込みはできませんが、同じ事業で「拡充事業支援」へ申し込むことができます。

②昨年度「拡充事業支援」として補助金を受けた場合

「新規事業支援」への申し込みはできませんが、「拡充事業支援」については同じ事業で3回まで助成を受けることが可能なので、昨年度が3回目であれば申し込むことができます。

Q：スタッフが研修を受けたいと考えています。研修費用を申請することはできますか。

A：事業の目的に沿っていて、活動の質を直接高める研修であれば対象となります。しかし、経理研修など団体の経常的な運営に関する研修は対象となりません。

Q：費用を繰り越すことはできますか。

A：できません。予算に沿って執行してください。事情で残金が出た場合は、返金していただきます。

Q：事業を行うときに参加費を徴収してもよいですか。

A：構いません。

Q：事業に関わる団体メンバーの交通費は補助金の対象になりますか。

A：団体の構成員が講演会や研修会に参加したときや、事業の活動のために出かけた場合にかかる交通費、駐車料金、宿泊費は対象になります。

Q：企画コンペは出なければいけませんか。

A：補助金交付の申請をした市民活動団体は、企画コンペに出席して事業の提案説明をしなければなりません。今年度は、5月27日（土）、28日（日）に行います。団体は事業についての説明をし、審査委員の質問に答えます。コンペは公開で行われます。（市民活動支援補助金交付要綱 第5条 第2項）